

第5章 重点整備地区の区域，生活関連施設及び生活関連経路

1 重点整備地区の区域

バリアフリー新法は、「高齢者や障害のある方等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上を促進する。」ことを目的としており，重点整備地区は，「生活関連施設（高齢者，障害のある方等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設，官公庁施設，福祉施設及びその他の施設）の所在地を含み，かつ，生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。」と規定しています。

重点整備地区の区域については，隣接する区域において策定している京都地区及び河原町地区基本構想における重点整備地区との接続についても考慮して設定します。

(1) 旅客施設及びその周辺に立地する官公庁施設や福祉施設などの生活関連施設の抽出

旅客施設（京阪五条駅・京阪七条駅）周辺の徒歩圏に立地し，多くの高齢者や障害のある方などが，徒歩による移動で利用すると考えられる施設を抽出しました。

表 - 5 一定の区域に立地する生活関連施設

生活関連施設		摘要
特定旅客施設		京阪五条駅 京阪七条駅
特別 特定 建築物	官公庁施設	東山区総合庁舎 ひと・まち交流館
	医療・福祉施設	東山武田病院
	公益サービス施設	東山郵便局
	文化・観光施設	京都国立博物館
その他の施設	文化・観光施設	三十三間堂 智積院

(2) 重点整備地区の区域の設定

生活関連施設を包括的に含む範囲を重点整備地区としました。なお，既に基本構想が策定された京都地区及び河原町地区の範囲や近接する鉄道駅の位置などについても考慮しながら，具体的な区域については，道路及び鉄道によって明確に境界を定めました。

2 生活関連経路

バリアフリー新法では、旅客施設を含む生活関連施設相互間を結ぶ経路のうち、特に重点的にバリアフリー化を図るべき経路を基本構想においては、「生活関連経路」と位置付け、この生活関連経路を構成する道路において、道路特定事業と交通安全特定事業を実施するものとしています。また、特定事業の実施に当たっては、可能な限り有効幅員や勾配等の基準を定めた移動等円滑化基準に適合させなければならないこととなっています。

これらを踏まえ、京阪五条・七条地区では、連続的な移動等円滑化を促進するために、特に重要な生活関連施設である京阪五条駅、京阪七条駅から徒歩で移動できる施設までの経路の他、他の生活関連施設相互間の移動や生活関連施設内における移動等が安全で円滑にできる環境の整備を目的とした基本構想を策定する必要があります。

京阪五条・七条地区の生活関連経路は、京阪五条駅・京阪七条駅と表-5 で設定した生活関連施設とを結ぶ重要な経路及び生活関連施設相互を結ぶ経路について特に重点的にバリアフリー化を図っていくこととし、既に策定された京都地区及び河原町地区基本構想の特定経路の事業区間並びに今後基本構想を策定予定の東福寺地区で想定される経路との連続性についても考慮して設定しました。

特定経路：交通バリアフリー法に基づく、特定旅客施設と主要施設を結ぶ経路のことで、バリアフリー新法の生活関連経路と同等の経路を示します。

(1) 生活関連経路の設定

京阪五条・七条地区において重点的にバリアフリー化を図る生活関連経路として次のように設定しました。

表 - 6 生活関連経路

生活関連経路	区 間：河原町五条～東山五条交差点 該当する路線：国道1号（通称：五条通）
生活関連経路	区 間：東山区総合庁舎前～JR東海道本線 該当する路線：一般府道 四ノ宮四ツ塚線（通称：東大路）
生活関連経路	区 間：河原町七条～東山七条交差点 該当する路線：一般府道 梅津東山七条線（通称：七条通）
生活関連経路	区 間：河原町松原～河原町七条交差点 該当する路線：主要府道 下鴨京都停車場線（通称：河原町通）

図 - 9 重点整備地区の区域，生活関連施設及び生活関連経路

